# 第 I 部 平成21年度における委員会活動の状況

第1章 委員・特別委員の任命状況

# 1 委員の任命

電気通信事業紛争処理委員会は、電気通信事業及び電波の利用に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する委員5名をもって組織される(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第145条及び第147条)。

平成19年11月30日に総務大臣より法律、経済・会計、通信工学を専門 分野とする以下の5名の委員が任命(任期3年)されており、平成21年度中 に異動はなかった。

## 【委員】

#### 平成22年4月1日現在

	1/0, 44   1/1 1/11		
氏 名	職業	任 命 日	
たつ おか すけ あき 龍 岡 資 晃 (委 員 長)	学習院大学専門職大学院 法務研究科(法科大学院) 教授 (元福岡高等裁判所長官)	平成 19 年 11 月 30 日再任 (第1期:平成 19 年 6 月 20 日 ~平成 19 年 11 月 29 日)	
まか にわ こう いち 坂庭 好一 (委員長代理)	東京工業大学大学院理工学研究科教授	平成 19 年 11 月 30 日新任	
鬼畑 裕	一橋大学大学院 商学研究科教授	平成 19 年 11 月 30 日新任	
富沢 木実	法政大学地域研究センター 客員教授	平成 19 年 11 月 30 日再任 (第 1 期:平成 13 年 11 月 30 日 ~平成 16 年 11 月 29 日) (第 2 期:平成 16 年 11 月 30 日 ~平成 19 年 11 月 29 日)	
かか かれい こ 渕 上 玲 子	弁護士	平成 19 年 11 月 30 日新任	

## 2 特別委員の任命

委員会には、委員の他に、専門的な案件や多数の事案が発生した場合等に備え、総務大臣が任命する特別委員を置き、あっせん・仲裁の手続に参与させることになっている(電気通信事業紛争処理委員会令(平成13年政令第362号)第1条)。

任期(2年)の満了に伴い、平成21年11月30日に総務大臣より、法律、 経済・会計、通信工学等を専門分野とする以下の8名の特別委員が任命された。 8名のうち、2名が新任、6名が再任である。

## 【特別委員】

平成22年4月1日現在

【时则女只】		
氏 名	職業	任命日
おの たけみ 小野 武美	東京経済大学経営学部教授	平成 21 年 11 月 30 日再任 (第1期:平成 19年 11 月 30 日 ~平成 21年 11 月 29日)
かとう ねい加藤 寧	東北大学大学院情報科学 研究科教授	平成 21 年 11 月 30 日新任
白井宏	中央大学理工学部教授	平成 21 年 11 月 30 日再任 (第1期:平成 19年 11 月 30 日 ~平成 21年 11 月 29日)
Th さわ ゆき ひろ 寺 澤 幸 裕	弁護士	平成 21 年 11 月 30 日再任 (第1期:平成 19年 11 月 30 日 ~平成 21年 11 月 29日)
ひ ぐち かず ぉ 樋 口 一 夫	弁護士	平成 21 年 11 月 30 日再任 (第1期: 平成 17年 11 月 30 日 ~平成 19年 11 月 29日) (第2期: 平成 19年 11 月 30日 ~平成 21年 11 月 29日)
もり ゆみこ 森 由美子	関東学園大学経済学部教授	平成 21 年 11 月 30 日再任 (第1期:平成 19年 11 月 30 日 ~平成 21年 11 月 29日)
やまもとかずひこ山本和彦	一橋大学大学院法学研究科 教授	平成 21 年 11 月 30 日新任
おかばやし ありさ 若林 亜理砂	駒澤大学大学院法曹養成 研究科教授	平成 21 年 11 月 30 日再任 (第1期:平成 19年 11 月 30 日 ~平成 21年 11 月 29日)

# (退任した特別委員)

氏	名	職業	退任日
** **********************************	かおる <b>薫</b>	東京大学空間情報科学研究センター准教授	平成 21 年 11 月 29 日退任 (第 1 期:平成 13 年 11 月 30 日 ~平成 15 年 11 月 29 日) (第 2 期:平成 15 年 11 月 30 日 ~平成 17 年 11 月 29 日) (第 3 期:平成 17 年 11 月 30 日 ~平成 19 年 11 月 29 日) (第 4 期:平成 19 年 11 月 30 日 ~平成 21 年 11 月 29 日)
はせべ長谷部	ゅきこ由起子	学習院大学専門職大学院 法務研究科(法科大学院) 教授	平成 21 年 11 月 29 日退任 (第 1 期:平成 13 年 11 月 30 日 ~平成 15 年 11 月 29 日) (第 2 期:平成 15 年 11 月 30 日 ~平成 17 年 11 月 29 日) (第 3 期:平成 17 年 11 月 30 日 ~平成 19 年 11 月 29 日) (第 4 期:平成 19 年 11 月 30 日 ~平成 21 年 11 月 29 日)

<sup>※</sup> 職業については、在任期間中のものである。

なお、委員会発足以来、これまでに退任した委員及び特別委員は、【資料1】 のとおりである。

# 第2章 委員会の開催状況

平成21年度は、次のとおり10回の委員会を開催した。

# 【委員会の開催状況 (平成21年度)】

会合	日 付	議事等	開催模様
第 96 回	平成 21 年 4月22日	1 平成20年度年次報告 (案)の審議 ※文書による審議(注)	
第 97 回	平成 21 年 5 月 22 日	施設視察 東日本電信電話株式会社 (通信用設備)	委員会の模様
第 98 回	平成 21 年 6 月 9 日	<ul><li>1 最近の事業展開及び事業者間協議の状況等について (電気通信事業者からの説明)</li><li>2 その他</li></ul>	委員会の模様
第 99 回	平成 21 年 9月18日	1 あっせん委員の指名(平成 21年(争)第1号) ※文書による審議(注)	
第 100 回	平成 21 年 11 月 30 日	1 あっせん委員の追加指名 (平成 21 年 (争) 第 1 号) ※文書による審議(注)	
第 101 回	平成 22 年 1月13日	1 電気通信事業紛争処理委 員会令(平成13年政令第362 号)第16条の規定に基づく 決定について ※文書による審議(注)	

会合	日 付	議事等	開催模様
第 102 回	平成 22 年 1 月 14 日	1 電気通信事業紛争処理委 員会平成21年(争)第3号 により申請されたあっせん の取扱いについて ※文書による審議(注)	
第 103 回	平成 22 年 1 月 28 日	1 西日本電信電話株式会社 に対する業務改善命令に係 る総務大臣からの諮問(総合 通信基盤局からの説明) 2 西日本電信電話株式会社 に対する業務改善命令に係 る審議 3 その他	委員会の模様
第 104 回	平成 22 年 2 月 4 日	1 西日本電信電話株式会社 に対する業務改善命令に係る審議 2 通信・放送の総合的な法体 系についての説明) 3 電気がはの説明) 3 電気がはの説明。 3 電気がはの説明の環境のではいるの説明のではでででである。 ものがはいるがはいるがです。 ものがはいるができます。 ものでは、 はないでの説明のである。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	委員会の模様 (1) 委員会の模様 (2)

会合	日 付	議事等	開催模様
第 105 回	平成 22 年 3 月 30 日	1 西日本電信電話株式会社 に対する業務改善命令について(総合通信基盤局からの説明) 2 放送法等の一部を改正する法律案について(情報通信 国際戦略局からの説明) 3 平成21年度年次報告 (案)の審議 4 その他	委員会の模様

注:「文書による審議」とは、電気通信事業紛争処理委員会運営規程第2条第2 項に基づく審議(招集せずに行う委員会)をいう。

なお、第1回からこれまでの委員会の開催状況は、【資料2】のとおりである。

## 第3章 国際通信調停ワークショップへの出席

平成21年10月29日に、委員会は韓国ソウル特別市において開催された「国際通信調停ワークショップ」に出席した。出席の端緒は、韓国放送通信委員会(KCC)利用者保護局チャ・ヤンシン局長から当委員会委員長あて同ワークショップへの出席依頼があったことによるものである。

出席の依頼を受け、委員会は、次の理由から同ワークショップに出席することとしたもの。

- ① 同ワークショップにおいて、他国における紛争処理の状況を把握し、他国 と議論を行うことは、国際的な観点から当委員会の紛争処理機能を強化・充 実する上で絶好の機会であること。
- ② 当委員会の機能・役割、紛争処理等の状況及び紛争処理事例等の説明が、 他国での紛争解決に役立つことが見込まれること。
- ③ 参加各国において情報を共有し、今後の参加各国とのネットワークを形成する上で有益であると判断されること。

以下、同ワークショップの結果の概要について報告する。

#### 1 国際通信調停ワークショップ

(1) 日時

平成21年10月29日(木)13時から17時30分

(2) 開催場所

ソウルプラザホテル 22階 ルビーの間 (韓国ソウル特別市中区太平路2街23番地)

(3) 主催

韓国放送通信委員会(KCC)

(4) 目的

各国で異なる通信調停システムを比較し、様々なタイプの紛争に関する情報を共有することで、出席者の相互理解を促進し、通信調停システムの整備策について議論。

## (5) 出席者(敬称略、順不同)

## ア 韓国

氏 名	役職
ソン・ドギュン	放送紛争調停委員会 委員長(注)
チャ・ヤンシン	KCC利用者保護局長

氏 名	役職
パク・ドンジュ	KCC利用者保護局調査企画総括課審決支援チーム長(課長級)
キム・ククジン	メディア未来研究所 所長
チャ・ジョンイル	ソンシル(崇実)大学校 教授
イ・ファン	コリョ(高麗)大学校 教授
ホン・デシク	放送紛争調停委員会 非常勤委員
	(ソガン(西江)大学校法学部教授)
チョン・ギョンオ	韓国情報通信政策研究院(KISDI) 上級研究者
オー・ヒャンホ	放送紛争調停委員会 非常勤委員(弁護士)

注:ソン・ドギュンKCC常任委員は、放送事業者間等の調停を行う放送紛争調停委員会(KCCに設置)の委員長を兼務している。

# イ オーストラリア

氏 名	役職
ロバート・ライト	オーストラリア競争・消費者委員会 部長

## ゥ OVUM社

氏 名	役職
ステファノ・	オーバム社(注) 主席コンサルタント
ニコレッティ	

注:オーバム社は、ロンドンに本社を置き、通信事業者、ISP、ソフトウェアベンダー等へのコンサルティング業務を行っている。

# エ 日本

氏 名	役職
龍岡 資晃	電気通信事業紛争処理委員会 委員長
坂庭 好一	電気通信事業紛争処理委員会 委員長代理
井上 知義	電気通信事業紛争処理委員会事務局 参事官
幾田 祐司	電気通信事業紛争処理委員会事務局 上席調査専門官

# (6) プログラム

時間	セッション及びテーマ	説明者			
13:00~	開会の辞				
13:10	・ソン・ドギュン韓国放送通信委員会				
	(KCC)常任委員				
13:10~	祝辞				
13:20	·龍岡 資晃 電気通信事業紛争				
	処理委員会(TBDSC)委員長				
セッション ]	[ :国際通信調停システムの現状と調停	事例			
議長:チ	キ・ジョンイル(崇実大学校)				
	   EUにおける紛争調整に係る論点	ステファノ・ニコレッティ			
13:20~	EUにのける初手調金に採る端点	/オーバム社			
14:20	電気通信事業紛争処理委員会の	井上 知義/電気通信事業			
	概要	紛争処理委員会(TBDSC)			
14:20~	   休憩				
14:30	<b>小</b> 恋				
	オーストラリアでの通信調停:	ロバート・ライト/オーストラリア			
14:30~	最近の経験と情勢	競争·消費者委員会(ACCC)			
16:00	韓国での通信調停システム	パク・ドンジュ/韓国放送通信			
	神色で心心に続けてハバム	委員会(KCC)			
16:00~	   休憩				
16:10	KINEX				
セッションⅡ:通信調停システムの整備策					
議長:チャ・ジョンイル(崇実大学校)					
16:10~	   ワーキンググループ・ディスカッション				
17:20					
17:20~	閉会の辞				
17:30	・チャ・ヤンシンKCC利用者保護局				
	長				

18:00~	歓迎レセプション
20:00	後、地グピグピンプョン

## (7) 概要

ア 開会の辞(ソン・ドギュン 韓国放送通信委員会 常任委員)

今回の国際通信調停ワークショップは、参加各国における紛争調停の動向等を知ることができる意義のある機会であり、このワークショップが紛争調停システムを更に向上させ、国家間の協力体制構築に寄与する機会になることを祈念するとの開会の辞が述べられた。

イ 祝辞(龍岡 資晃 総務省電気通信事業紛争処理委員会 委員長)

主催者である韓国放送通信委員会への謝辞を述べるとともに、グローバル化の進展に伴う国際的な電気通信事業者間の紛争の可能性について言及し、また、ワークショップでの活発な議論、参加国の協力関係の強化について期待するとの祝辞を述べた。

- ウ セッション [:国際通信調停システムの現状と調停事例
  - (ア) EUにおける紛争調整に係る論点

(ステファノ・ニコレッティ オーバム社 主席コンサルタント) イギリス・イタリア・ポーランド・スウェーデン等の事例を中心にE U各国における電気通信事業者に対する規制の現状について発表を行った。

(イ) 電気通信事業紛争処理委員会の概要

(井上 知義 総務省電気通信事業紛争処理委員会事務局 参事官)

電気通信事業紛争処理委員会の組織・機能、委員会による紛争処理の 状況及び委員会が果たしている役割、具体的な紛争処理事例の概要につ いて発表を行った。

(ウ) オーストラリアでの通信調停: 最近の経験と情勢

(ロバート・ライト オーストラリア競争・消費者委員会 部長)

オーストラリア競争・消費者委員会(ACCC)の役割、紛争調停に 関する法体系、電気通信市場の現状、現行の紛争調停モデル、紛争処理 の迅速化に向けた動きについて発表を行った。

(エ) 韓国の通信調停システム

(パク・ドンジュ 韓国放送通信委員会利用者保護局調査企画総括課審決支援チーム長)

韓国放送通信委員会(KCC)の役割、紛争処理プロセス、具体的な 紛争事例、現行紛争処理システムの改善すべき点と今後の取組について 発表を行った。

エ セッション II: 通信調停システムの整備策(ディスカッション)

各国における紛争処理プロセスの相違点、紛争処理システムの果たす

べき機能、役割、中立性などについて議論が行われた。

## オ 我が国の紛争処理に関する主な質疑応答

- (問)日本の電気通信事業紛争処理委員会の主な機能は、「あっせん・ 仲裁」なのか。
- (答) 当委員会は、「あっせん・仲裁」に加えて、総務大臣が電気通信事業者に対し命令や裁定を行う際に当委員会に対して行われる諮問への「審議・答申」、さらに、競争ルールの改善などに関する総務大臣への「勧告」の3つの機能を持っている。この3つの機能は、それぞれ別の役割が期待されているが、当事者間の紛争解決に直接かつ迅速に資するものとして「あっせん・仲裁」があると理解している。
- (問)「仲裁」案件が、「あっせん」案件に比べて少ない理由は何か。
- (答)「仲裁」は強制力が伴うので、事業者としては、まず「あっせん」 で解決を図ろうとする。「あっせん」で解決が図れない場合、「仲裁」 による解決に移行することもあり得る。
- (問) 主な紛争案件は、電気通信事業者間の接続に関するものなのか。
- (答) 当委員会が対象とする範囲が電気通信事業者間の紛争であることから、接続に関する事案が多い。なお、市場環境を取り巻く変化に応じて、例えば、コンテンツ配信事業者と電気通信事業者間の紛争事案などを対象とすることについて、総務省の審議会において検討されている。
- (問)委員会の独立性・中立性は、どのように確保されているのか。
- (答) 当委員会は総務省の許認可部門から組織的に独立した機関となっており、事務局についても委員会直属としている。また、委員については、国会の同意を得て総務大臣が任命しており、中立性が担保されている。

### カ 閉会の辞 (チャ・ヤンシン 韓国放送通信委員会 利用者保護局長)

発表者とパネリストに感謝するとともに、市場環境の変化により従来の ジャンルを超えた紛争解決手段の検討が必要であり、今後もこうした機会 を通じて各国が連携していくことが重要との閉会の辞が述べられた。

なお、国際通信調停ワークショップの模様は、【資料3】のとおりである。

## 2 韓国放送通信委員会(KCC)への訪問

国際通信調停ワークショップへの出席に併せ、韓国放送通信委員会(KCC) へ訪問し、それぞれの国の紛争処理の状況等について情報交換を行った。

## (1) 日時

平成21年10月29日(木)9時50分から10時20分

#### (2) 訪問場所

韓国放送通信委員会(КСС)14階 常任委員室

### (3) 韓国側出席者

ソン・ドギュン 常任委員

パク・ドンジュ 利用者保護局調査企画総括課審決支援チーム長

オム・ジョンファン利用者保護局調査企画総括課審決支援チーム課長補佐

## (4) 日本側出席者

龍岡 資晃 電気通信事業紛争処理委員会委員長

坂庭 好一 電気通信事業紛争処理委員会委員長代理

井上 知義 電気通信事業紛争処理委員会事務局参事官

幾田 祐司 電気通信事業紛争処理委員会事務局上席調査専門官

菱田 光洋 在大韓民国日本国大使館一等書記官

## (5) 概要

## ア 韓国側

韓国の紛争処理部門は、通信分野と放送分野で分離していたものを平成20年3月に統合した。その後1年半が経過したが、通信分野の紛争処理部門の法的な裏付けなど整備が必要な部分がある。

今後、紛争処理システムの一層の充実を図りたい。

#### イ 日本側

情報通信に関する紛争処理については、各国共通した課題もあり、相互で情報交換を図ることが重要である。

今回の「国際通信調停ワークショップ」を契機として、参加各国の連携 強化に期待する。

## 第4章 委員会の機能強化に向けた取組

委員会は、著しく進歩・発展する電気通信分野を十分理解した上で、迅速・適切な判断を行うことが求められるため、日頃から電気通信分野の変化の状況を把握しておく必要がある。

また、平成13年11月30日の委員会発足以来8年が経過し、委員会の認知 度は、これまでの紛争処理の実績や説明会などを通じて徐々に向上しつつあるが、 いまだ委員会の存在を知らない事業者や委員会の役割を十分認識していない事 業者もいると思われる。

このため、平成21年度は、次のとおり、紛争処理に関係する情報収集や委員会の認知度・利便性の向上に関する取組を行った。

### 1 紛争処理に関係する情報収集

(1) 政策担当者からのヒアリング

#### ア 平成22年2月4日 第104回委員会

(ア) 情報通信国際戦略局から「通信・放送の総合的な法体系」について説明を受け、意見交換を行った。

#### 【説明の概要】

- ① 通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会
  - ・「通信・放送の総合的な法体系の在り方」について、平成20年2月に情報通信 審議会へ諮問、平成21年8月に答申を取りまとめていただいた。
- ② 情報通信審議会答申(H21.8.26)における主な提言
  - ・通信・放送法制の大括り化、通信・放送両用の無線局制度の整備、免許不要 局の拡大、有線テレビジョン放送施設に係る許可制の廃止、放送・有線放送 に係る安全・信頼性の確保など九つの提言をいただいた。
- ③ 新たな法体系の基本的な枠組み
  - ・有線テレビジョン放送法、有線ラジオ放送法、電気通信役務利用放送法の3 法を廃止し、放送法に統合する。
  - ・有線放送電話法を廃止し、電気通信事業法に統合する。
  - ・改正事項を盛り込んだ法律案を今通常国会(第 174 回)に提出すべく検討作業を進めているところ。
- ④ 紛争処理機能の拡大に関する情報通信審議会答申(H21.10.16)の内容
  - ・電気通信事業は営むものの回線不設置の非電気通信事業者と電気通信事業者 との間の紛争事案も対象に含めることが適当と考えられる。
  - ・鉄塔等共用に係る一般的な事業者間協議が不調の場合等にも、総務大臣裁定 等の対象となるように所要の措置を講じることが適当である。
- ⑤ 紛争処理機能の拡大に関する情報通信審議会答申(H21.8.26)の内容
  - ・現行の「電気通信事業紛争処理委員会」の紛争処理機能について、例えば、コンテンツプロバイダと電気通信事業者の間の紛争や再送信同意に係る放送事業者と有線テレビジョン放送事業者間の紛争等へと対象を拡大するとともに、その実効性を担保するための措置を整備するなどの制度設計に取り組むことが適当である。

#### 現行の法体系 新たな法体系のイメージ 通 信・放 送 通信 放 送 有線テレビジョン放送法、有線ラジオ放送法、電 利用放送法電気通信役務 有線 気通信役務利用放送法の3法を廃止し、放送法 放送法 に統合 放送法 ビジョ ジオ放送法 有線放送 電話法 電気通信事業法 有線放送電話法を廃止し、電気通信事業法に統合 放送法 (一部改正あり) 電気通信事業法 電波法 (無線) (一部改正あり) 電波法 (無線) 有線電気通信法 (有線) (一部改正あり) 有線電気通信法 (有線) (電気通信事業・放送に係わらない規定が多い)

## 【新たな法体系のイメージ】

【出典:第 104 回電気通信事業紛争処理委員会(H22.2.4)会議資料(総務省作成)】

(イ) 総合通信基盤局から「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルール の在り方」について説明を受け、意見交換を行った。

#### 【説明の概要】

#### ① 情報通信審議会への諮問

- ・電気通信市場の環境変化に対応し、同市場における公正競争環境確保の観点から接続ルールの在り方について検討を行うため、平成21年2月に情報通信審議会に諮問し、同年10月に答申を得たところ。
- ② 情報通信審議会答申(H21.10.16)の概要
  - i モバイル市場の公正競争環境の整備
    - ・接続料算定ルールについて、「運用に関するガイドライン」を 09 年度内に策定することが適当とされた。 答申を踏まえ、 今年度内にガイドラインを策定・公表する予定としている。
    - ・鉄塔等の設備共用ルールについて、「電柱・管路等使用に関するガイドライン」を改正し、鉄塔等の共用に係る申込手続等を規定するとともに、総務大臣裁定等の対象に鉄塔等の共用を追加することが適当とされた。答申を踏まえ、同ガイドラインについては、今年1月に情報通信審議会に改正案を諮問し、裁定等の対象の追加については、法改正に向けて部内検討しているところ。
  - ii 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備
    - ・FTTH の屋内配線について、転用ルールの整備が必要。NTT 東西以外の事業者の屋内配線の転用を促進する措置を講じることも適当とされた。
    - FTTR サービスについて、ドライカッパのサブアンバンドルをすることが適当とされた。
    - ・WDM 装置の未設区間について、WDM 装置の設置義務付けは現時点では不適当とし、中継ダークファイバの空き波長をアンバンドルし、貸出ルール・情報開示ルールを整備することが適当とされた。
    - ・FTTH 屋内配線、FTTR サービス、WDM 装置の接続ルール化については、 今年1月に必要な省令・告示の改正を行ったところ。

- iii 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正 競争環境の整備
  - ・通信プラットフォーム市場について、まずは事業者間協議による合意形成を 尊重する立場を採用しつつ、事業者間協議の進展状況を注視し、必要に応じ 適切な対応を実施することが適当とされた。
  - ・紛争処理委員会の紛争処理対象範囲について、通信プラットフォーム事業者 やコンテンツ配信事業者(電気通信事業は営むものの、回線不設置の非電気 通信事業者)まで拡大することが適当とされた。本件は、法律事項となるた め、法改正について部内検討しているところ。
- iv 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方
  - ・固定通信市場とモバイル市場の融合、上位レイヤー市場で事業展開を行う事業者の扱い等を検討の視点とし、市場の画定、市場支配力の認定、ルールの内容について検討課題が提示された。

# 【電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方 答申の概要】 電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について

- ■電気通信市場は、固定電話からブロードバンドへの移行が進展するとともに、携帯電話の重要性が著しく高まるなど、その取り巻く環境は大きく変化している状況にある。これに伴い、他事業者のネットワークを利用する事業展開も活発化し、これらはコンテンツ配信市場等として今後の更なる発展が期待されている。
- ■このような市場環境の変化に対応し、電気通信市場における公正競争環境確保の観点から接続ルールの在り方について検討を行うため、昨年2月に情報通信審議会電気通信事業政策部会に諮問し、審議頂いた結果、以下の項目について同年10月16日に答申を得たところ。
  ■総務省は、答申に基づき、必要に応じ所要の制度整備を行う予定。

#### 1.モバイル市場の公正競争環境の整備

- 1. 第二種指定電気通信設備制度の検証(接続制度の見直し)
- (1)標準的接続箇所やアンバンドルの考え方
- (2)接続料原価算定の考え方(適正な原価等)
- 2、ネットワークインフラの利活用
- (1)鉄塔等の設備共用ルールについて
- (2)ローミングの制度化について



#### II.固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備

- 1. FTTxサービス
- (1)FTTHサービスの屋内配線
- (2)ドライカッパのサブアンバンドル(FTTRサービス)
- 2. ネットワークインフラの利活用
- (1)中継ダークファイバの空き芯線がない区間でのWDM 装置の設置 第



#### III.通信ブラットフォーム市場・コンテンツ配信市場 への参入促進のための公正競争環境の整備

- 1、通信プラットフォーム機能のオープン化
- (1)移動網の通信ブラットフォーム機能



(1)電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能の強化 (電気通信事業を営んでいるものの、電気通信事業法の適 用除外とされている者に係る紛争事案の扱い) 等

#### IV.固定通信と移動通信の融合時代における 接続ルールの在り方

- 固定通信と移動通信の融合時代における接続ルールの在り方 (1)今後の接続ルールとその基となるドミナント規制の在り方を検 討する際の視点
- (2)現行の接続ルールやその基となるドミナント規制について今後 見直しが必要と考えられる事項 等

【出典:第 104 回電気通信事業紛争処理委員会(H22.2.4)会議資料(総務省作成)】

## イ 平成22年3月30日 第105回委員会

(7) 総合通信基盤局から「西日本電信電話株式会社に対する業務改善命令」 について説明を受け、意見交換を行った。

#### 【説明の概要】

- ① 経緯
  - ・平成21年11月18日、NTT西日本において、利用者情報を地域子会社に不適切に提供した事件が発覚。同日、総務省は、電気通信事業法第166条第1項の規定により報告を求め、同年12月17日にNTT西日本から報告があった。
  - ・平成22年1月28日に電気通信事業紛争処理委員会に諮問、2月4日に同委員会より答申を受け、同日、NTT西日本に対し、業務改善命令を発出した。

#### ② 諮問について

- ・NTT 西日本の従業員による提供行為は、電気通信事業法第 30 条第 3 項第 1 号に抵触するものと認められる。
- ・NTT 西日本からは、改善措置を講ずる旨報告がなされているが、依然として、電気通信事業法第29条第1項第12号に抵触するものと認められることから、 NTT 西日本に対し、業務の方法の改善その他の措置を講ずることを命ずること といたしたい。

#### ③ 答申について

- ・諮問の趣旨により業務の改善を命ずることは、適当である。
- ・ただし、命令に当たっては、以下の点に留意されたい。
  - 1 NTT 西日本が他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備を設置する電気通信事業者であることにかんがみ、NTT 西日本がその立場を十分に認識しつつ命令を確実に履行するよう注視すること。
  - 2 NTT 西日本及び地域子会社等における「法令等の遵守が徹底される体制の 構築」として講じさせる措置については、次のとおりとされるべきこと。
    - ① 社内における業務分掌等の観点からも必要かつ十分な措置であること。
    - ② 客観的な検証可能性に配意しつつ講じられること。

#### ④ 業務改善命令について

- ・電気通信事業紛争処理委員会からの答申を受け、NTT 西日本に対し、電気通信 事業法第29条第1項第12号の規定に基づき、業務の方法の改善その他の措置 をとることを命じた。
- ⑤ NTT 西日本から提出された業務改善計画について
  - ・顧客情報管理システム端末における他事業者サービス情報については、営業部 門における閲覧を不可とするなど、顧客情報管理システムの見直しを行う。
  - ・営業部門において他事業者サービス情報を取り扱わない体制を構築するため、 現在、営業部門で実施している受注等処理業務を設備部門へ移管するなど、業 務体制の見直しを行う。
  - ・他事業者情報・個人情報の目的外利用禁止など、法令等の遵守が徹底される体制の構築を目的として、社長直轄組織の「情報セキュリティ推進部(仮称)を設置するなど、法令遵守体制の構築を行う。
  - ・顧客情報に関する点検及び公正競争遵守のための業務点検を充実・強化するな ど、監査・監督体制の構築を行う。
  - ・以上の対処策を速やかに実行し、改善状況とあわせて、平成24年3月までの間、3ヶ月ごとに総務省へ報告する。
  - ・総務省としては、3ヶ月ごとに業務改善計画及び改善状況について、確認して いくこととする。
- (イ) 情報通信国際戦略局から「放送法等の一部を改正する法律案」について説明を受け、意見交換を行った。

#### 【説明の概要】

#### ① 「放送法等の一部を改正する法律案」の趣旨

- ・通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度の整理・合理化を図るため、各種の放送形態に対する制度を統合し、無線局の免許及び放送業務の認定の制度を弾力化するなど、放送、電波及び電気通信事業に係る制度について所要の改正を行うもの。
- ② 通信・放送法体系の見直しについて
  - ・放送関連の現行四つの法律を放送法として一本化する。
  - 電気通信事業法及び有線放送電話法を電気通信事業法に一本化する。
  - ・電波法は幾つかの改正点があるが、有線電気通信法とともに法律としてはこの ままとする。

#### ③ 放送法の改正内容について

- ・放送全体を放送法で規律する枠組みをつくった上で、基幹放送と一般放送に区分する。
- ・基幹放送について、無線局の設置・運用業務(ハード)と放送業務(ソフト) を分離可能な制度を導入する一方、ハード・ソフト一致とする現行制度も併存 させる。
- ・一般放送に該当する有線テレビジョン放送、有線ラジオ放送、電気通信役務利 用放送について、参入に係る制度の整理・統合等を行う。
- ・再送信同意に係る紛争を電気通信紛争処理委員会のあっせん及び仲裁の対象と する。
- その他、マスメディア集中排除原則の基本の法定化等の改正を行う。

#### ④ 電波法の改正内容について

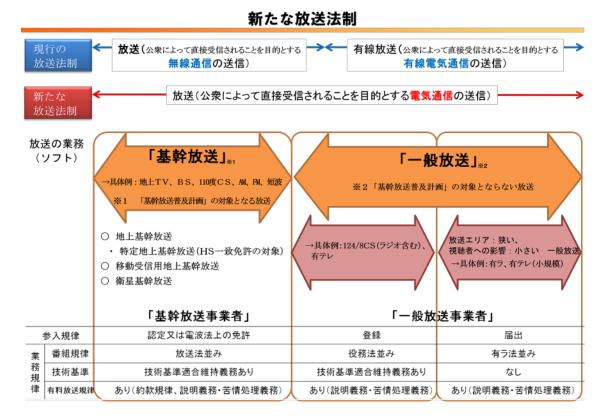
・通信・放送両用無線局の制度の整備、免許不要局の拡大等の改正を行う。

## ⑤ 電気通信事業法の改正内容について

・コンテンツ配信事業者と電気通信事業者との間における電気通信役務の提供に 係る紛争及び電気通信事業者間における鉄塔等の共用を巡る紛争を電気通信 紛争処理委員会(電気通信事業紛争処理委員会から改称)のあっせん及び仲裁 の対象とする等の改正を行う。

## ⑥ 電気通信事業紛争処理委員会に関する主な改正事項について(事務局説明)

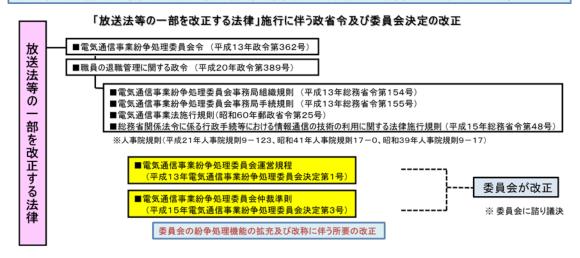
・法案成立後、当該法律の施行に伴い、今後、関係する政省令及び委員会決定を 改正する予定。



【出典:第105回電気通信事業紛争処理委員会(H22.3.30)会議資料(総務省作成)】

## 放送法等の一部を改正する法律案について

- ◇ 「放送法等の一部を改正する法律案」における電気通信事業紛争処理委員会に関する主な改正事項は次のとおり。
  - ●放送法改正関係
  - ①地上テレビジョン放送の再放送同意を巡る紛争の迅速・円滑かつ専門的な解決に資するため、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・ 仲裁制度を整備。
  - ②地上テレビジョン放送の再放送同意を巡る紛争において総務大臣の裁定を行う場合の諮問先を電気通信紛争処理委員会に変更。
  - ●電気通信事業法改正関係
    - ①委員会の名称を「電気通信事業紛争処理委員会」から「電気通信紛争処理委員会」へ変更。
    - ②コンテンツ配信事業者と電気通信事業者との間における電気通信役務の提供に係る紛争及び電気通信事業者間における鉄塔等の共用を 巡る紛争を電気通信紛争処理委員会のあっせん及び仲裁の対象とするなど、紛争処理機能を拡充。
  - ●その他の法改正関係
    - 委員会の名称変更に伴い、電波法、特別職の職員の給与に関する法律、総務省設置法について改正。
- ◇また、上記法案の成立後、当該法律の施行に伴い、今後、関係する政省令及び委員会決定を改正する予定。



【出典:第105回電気通信事業紛争処理委員会(H22.3.30)会議資料(電気通信事業紛争処理委員会事務局作成)】

# (2) 委員会における電気通信事業者からのヒアリング 【平成21年6月9日 第98回委員会】

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及びソフトバンクグループから最近の 事業展開及び事業者間協議の状況等について説明を受け、その後意見交換を 行った。

### (3) 委員会における施設視察等

#### 【平成21年5月22日 第97回委員会】

東日本電信電話株式会社の通信用設備の視察を行うとともに、同社から相 互接続及び通信用設備の概要について説明を受け、その他、今後の事業展開 及び事業者間協議の状況等に関するヒアリングを行った。

#### (4) 基礎資料の整備

紛争処理を行う上での基礎資料として「電気通信の現状」【資料4】、「電 気通信紛争処理用語集」【資料5】を改定し、委員会ウェブサイトにおいて 公開した。

## 2 委員会の認知度・利便性向上に向けた取組

## (1) 事務局職員による電気通信事業者からのヒアリング

平成21年7月から11月までの期間中、ISPを中心とした電気通信事業者数社に対し、電気通信事業者間協議の状況等についてヒアリングを実施した。ヒアリングの結果、債権保全措置、NGNとの接続条件、卸電気通信役務の提供などについて、紛争の可能性があることが確認された。

### (2) 事業者団体の機関紙等を利用した周知活動

平成21年9月から12月までの期間中、4事業者団体の協力を得て、各団体の機関紙やウェブサイトへ、委員会の活動内容、過去の紛争処理事例及び「電気通信事業者」相談窓口等の記事を掲載した。

また、委員会のバナーは、これまで5事業者団体及び11の地方総合通信 局等の協力を得て各団体等のウェブサイトにバナーを掲載し、委員会ウェブ サイトへのリンク設定を行ってきたが、平成21年度において、新たに1事 業者団体の協力により、当該団体のウェブサイトに同様のバナーを掲載した。

> 電気通信事業紛争処理委員会 電気通信事業者間のトラブル相談 相談は無料ですお気軽に!

電気通信事業紛争処理委員会 無偽局の退信に係るトラブル相談 相談は無料です お気軽に!

電気通信事業者間のトラブル用バナー

無線局の混信に係るトラブル用バナー

#### (3) 各種会合における周知活動

平成21年9月から平成22年2月までの期間中、全国5会場(群馬県、東京都港区、東京都中央区、大阪府、愛知県)において、委員会の活動内容、過去の紛争処理事例及び「電気通信事業者」相談窓口等について、事務局職員による講演を行った。

#### 【実施結果】

実施日	主催	開催地	開催模様
平成21 年 9月11日	・社団法人 日本インターネット プロバイダー協会	群馬県 高崎市	
平成21 年 10 月22 日	・関東総合通信局 ・社団法人 テレコムサービス協会 関東支部	東京都 港区	
平成22年 1月21日	・社団法人 テレコムサービス協会	東京都 中央区	
平成22年 2月12日	<ul><li>・近畿総合通信局</li><li>・社団法人 テレコムサービス協会</li><li>近畿支部</li></ul>	大阪府 大阪市	
平成22年 2月16日	・東海総合通信局	愛知県 名古屋市	

## (4) 電気通信事業者間紛争の実態調査の実施

平成21年10月から12月までの期間中、「電気通信事業者間の紛争に関する現状及び電気通信事業紛争処理委員会に対する電気通信事業者の意見・要望等を把握することにより、電気通信事業者間の紛争の迅速かつ円滑な解決に資すること」を目的として電気通信事業者5,000社に対し郵送による実態調査を実施した(有効回答1,304社)。

また、調査に併せ、委員会の概要資料を送付するなど委員会の周知・広報を行った。

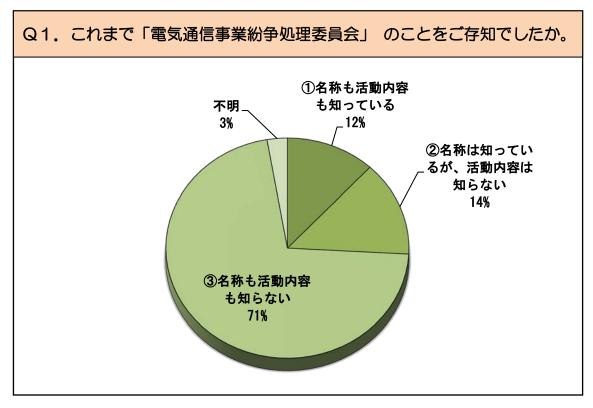
実態調査の結果、委員会の認知度に関する質問では、約3割の事業者が当委員会の「名称を知っている」と回答し、認知経路として「事業者団体経由」を挙げた事業者が最も多かった。委員会の周知活動は、主に事業者団体を経由して行っているが、今回の調査対象には事業者団体に加盟していない事業者が多く含まれている。そのため、「委員会を知らない」と回答した事業者が多かったのではないかと考えられる。他方、今回の調査が事業者団体に加盟していない事業者に対する委員会の周知としても効果があったことが伺える。

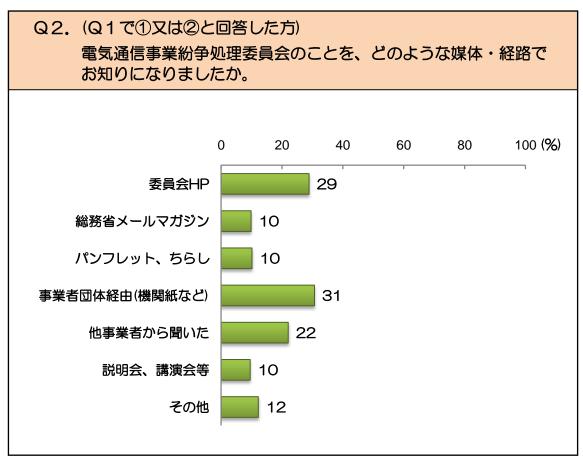
事業者間協議に関する質問では、「現在協議中又は今後協議等を検討している案件」として、「接続料の額や支払い方法」と回答した事業者が104社と一番多く、次いで「中継系・加入者系ダークファイバ、IP網との接続」が78社、「電気通信役務の提供に関する業務の委託(利用者への料金の請求や回収、各種販売や注文取次ぎなど)」が76社の順に多かった。また、「事業者間での協議が平行線となっているものがある」と回答した事業者が14社あり、そのうち半数以上の事業者が「今後、あっせん又は仲裁を利用したい」と回答している。一方で、「あっせん又は仲裁を利用したくない」と回答した事業者にその理由を尋ねたところ、「申請書の作成の負担、その他手続面の負担が大きい」との回答が多かった。

調査終了後、「事業者間での協議が平行線となっているものがある」と回答した事業者を中心にフォローアップを行い、必要に応じ相談等を行った。

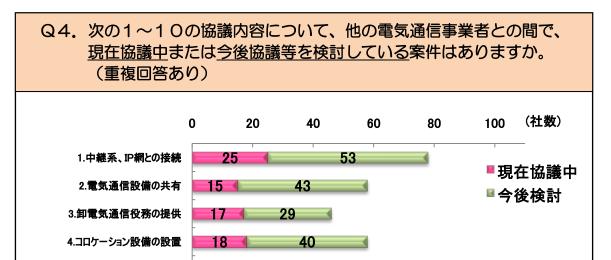
なお、相談等の状況は、本件実態調査後のフォローアップ以外のものも含め、第Ⅲ部第1章においてまとめているので参照されたい。

## 【参考】電気通信事業者間紛争の実態調査結果(抜粋)





5.接続料の額や支払い方法



32

72

